

和歌山信愛大学 学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山信愛大学学則第53条（以下「学則懲戒条項」という。）に規定する懲戒に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において学生とは、学部学生をいう。なお、科目等履修生、研究生、留学生、聴講生は、学生に含まない。

(懲戒の対象)

第3条 学則懲戒条項に定める懲戒処分の対象となる学生の行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪行為（道路交通法規違反を含む。）
- (2) ハラスメント行為その他人権を侵害する行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 研究活動上の不正行為
- (5) 定期試験等の不正行為
- (6) 学則及び本学の諸規則に違反する行為
- (7) その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為

(懲戒の手続)

第4条 学生の懲戒処分は、運営会議の審議を経て、学長がこれを行う。

- 2 学部長または学生委員長は、懲戒の手続を開始するときには、口頭または書面により、速やかに当該学生に対してこれを通知しなければならない。
- 3 当該学生が通知を受けた日より、懲戒手続は開始する。
- 4 学長は、懲戒処分の決定を行った場合には、口頭または書面により、速やかに当該学生および保証人に対してこれを通知しなければならない。

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

(不服申立て)

第6条 懲戒処分を受けた学生は、処分通知を受けた日から30日以内に学長に対し、不服申立を行うことができる。

- 2 不服申立は、不服の内容及びその理由を明らかにした書面（以下「不服申立書」という。）によって行うものとする。なお、不服申立書には必要に応じて、証拠物品、資料等を添付することができる。
- 3 学長は、前項の不服申立書が受理された場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 4 委員会は、学部長及び学長の指名する教職員によって構成する。

- 5 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行い、その結果を学長に報告する。
- 6 学長は、前項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、不服申立をした学生に対し、不服申立の却下を通知するものとする。
- 7 学長は、第5項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が適当でないと判断した場合は、委員会に再審議を求め、又は懲戒処分を取消し、不服申立をした学生に対し、その旨を通知するものとする。
- 8 前項の規定に基づき再審議を求められた運営会議は、懲戒処分について再審議を行う。
- 9 学長は、前項の再審議結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、従前の処分を維持するものとし、不服申立をした学生に対し、その旨を通知する。
- 10 学長は、第8項の再審議結果に基づき、懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒処分を取り消し、又は変更するものとし、不服申立をした学生に対し、その旨を通知する。なお、懲戒処分を重く変更することはできない。
- 11 不服申立をした学生は、第6項、第7項、第9項及び前項の決定に対して、再度不服申立を行うことができない。
- 12 不服申立により、懲戒処分の効力は停止する。ただし、不服申立の審査及び再審議に要した期間は、停学期間に算入することができる。

附則 この規程は令和7年12月8日より施行する。